

電子申請システムQ & A

令和6年5月22日

	Q	A
1	登記簿等の原本をスマホ、デジカメ等で撮影したものでも受付可能か	可 ただし、記載内容を鮮明に確認できる資料であること。 (不鮮明な場合等は資料の再提出を依頼する可能性あり)
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		